

10月「クローバーだより」(全5ページ)



* 「不登校の要因」についての正しい理解は、子どもへの適切な対応につながります！

最新の調査研究から、「不登校の要因」について理解する！

「不登校の要因」となっているものは、・・・何か？

子どもさんが学校に行けなくなり、・・・

「どうして、うちの子が・・・」と、疑問や不安を感じて、インターネットや書籍などの様々な方法で、

「**不登校の要因**」について調べている保護者さんが、たくさんいらっしゃると思います。



「**不登校の要因**」についての理解が不足していると、・・・

結果的に、子どもさんへ、ちぐはぐな対応をすることになるので、注意が必要です。

そこで、6月「クローバーだより」では、・・・

「**不登校の要因**」に関する代表的な調査を3つ取り上げ、解説をしましたが、

9月だよりでは、具体的なデータも提示しながら、さらに解説を加えていきたいと思っています。

◆文科省の調査による「不登校の要因」とは、・・・？



「**不登校の要因**」については、文科省が、毎年、実施している

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸改題に関する調査」の結果が、全国的に、一般的に、広く、参考にされてきました。

教育委員会や学校などの公的機関は、・・・この文科省調査を参考にする立場にあります。

令和4年度の調査結果は、下表に示すとおりです。

その調査結果によると、全国の不登校児童生徒の「**不登校の要因**」は、多いものから、

- ① 本人の「**無気力、不安**」が、全体の51.8%、
- ② 本人の「**生活リズムの乱れ、あそび、非行**」が、全体の11.4%、
- ③ 「**いじめを除く友人関係をめぐる問題**」が、全体の9.2%・・・となっています。

「**いじめ**」は0.2%、

「**教職員との関係をめぐる問題**」は1.2%と、低い割合となっています。

しかし、6月「クローバーだより」では、
この文科省の調査結果は、「**信頼性**」に問題があることを指摘しました。

例えば、後述する「不登校の要因分析に関する調査研究」（子どもの発達科学研究所）では、
不登校の児童生徒に、直接、回答を求めているのですが、

「いじめ被害」が「**不登校の要因**」とする児童生徒の回答が、**26.2%**もありました。
上述した文科省調査の**0.2%**とは、大きなズレがあります。

■ 不登校の要因

	不登校児童生徒数	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行		無気力、不安
小学校	105,112	318 0.3%	6,912 6.6%	1,901 1.8%	3,376 3.2%	277 0.3%	30 0.0%	786 0.7%	1,914 1.8%	3,379 3.2%	12,746 12.1%	1,599 1.5%	13,209 12.6%	53,472 50.9%	5,193 4.9%
中学校	193,936	356 0.2%	20,598 10.6%	1,706 0.9%	11,169 5.8%	1,837 0.9%	839 0.4%	1,315 0.7%	7,389 3.8%	4,343 2.2%	9,441 4.9%	3,232 1.7%	20,790 10.7%	101,300 52.2%	9,621 5.0%
合計	299,048	674 0.2%	27,510 9.2%	3,607 1.2%	14,545 4.9%	2,114 0.7%	869 0.3%	2,101 0.7%	9,303 3.1%	7,722 2.6%	22,187 7.4%	4,831 1.6%	33,999 11.4%	154,772 51.8%	14,814 5.0%

※ 「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因一つを選択。
※ 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

今年も、10月頃に、令和5年度の調査結果が、文科省から公表される予定です。

しかし、文科省の調査だからということで、

「**不登校の要因**」の結果を鵜呑みにしていると、結果、理解を取り違え、
教師も保護者も、不登校の児童生徒に、ちぐはぐな対応をしてしまうケースも考えられる
ため、注意が必要です。

◆ 子どもの発達科学研究所の調査による「不登校の理由」とは、・・・？①

そのような調査結果の「**信頼性**」の問題を背景に、・・・

文科省は、「**不登校の要因**」についての調査を、子どもの発達科学研究所へ委託しました。

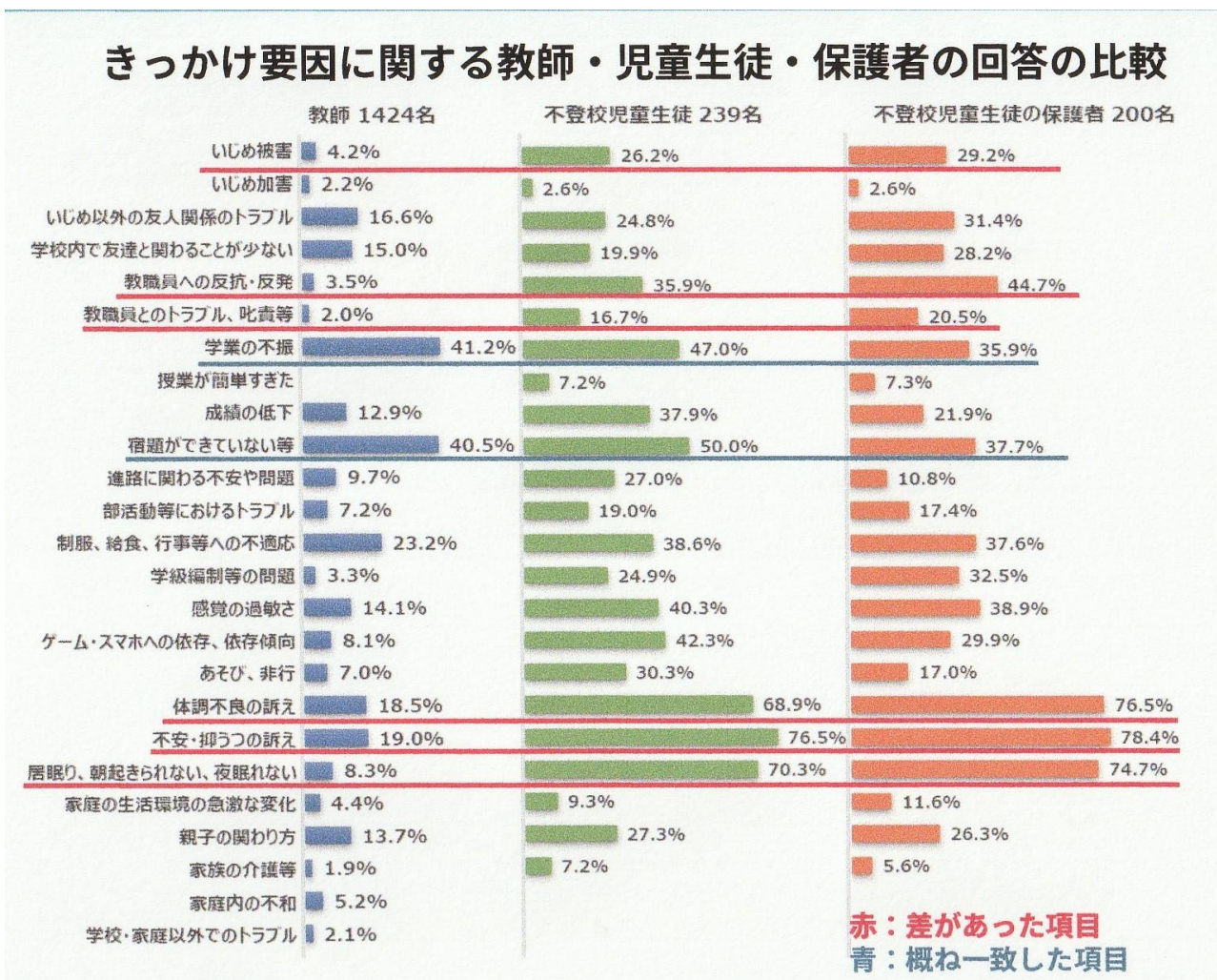
委託を受け、**子どもの発達科学研究所**は（大阪市）は、令和5年の7～8月に、大阪府吹田市、広島県府中市、宮崎県延岡市、山梨県において、・・・

令和4年度に小3～高1だった不登校児童生徒（19,005名）とその保護者（12,140名）、および令和4年度当時の担任教師等（児童生徒24,943名分）を対象に、ヒアリングを含めた調査を行いました。

これは、公的機関が行った**最新の調査**となります。

その調査結果は、令和6年3月に公表されました。（下表）
不登校の「**きっかけ要因**」は「**不登校の要因**」とほぼ同意と、・・・私は捉えます。

したがって、以下では、「**不登校の要因**」という表現を統一して用います。



◆子どもの発達科学研究所の調査による「不登校の理由」とは、・・・?②

子どもの発達科学研究所による「不登校の要因分析に関する調査研究」の結果を受け、教師も、保護者も、そして教育機関も、正しく理解しておきたいことを、以下で、3つ、お話しておきたいと思います。

以下、解説が少し長くなりますが、・・・

表中の赤ラインが引いてある項目やその数値と対比しながら、読み進んでください。

1 「いじめ被害」が不登校の要因と回答しているケースでは、・・・

- ・教師は「いじめ被害」による不登校は4.2%と回答していますが、不登校の児童生徒は26.2%、保護者は29.2%が「いじめ被害」による不登校と回答しています。
- ・「いじめ被害」に対する認識のズレには、メスを入れなければなりません。いじめを苦に、悲しい事例に至るケースもあるからです。
- ・児童生徒や保護者の回答をもとにすると、・・・
不登校児童生徒の4人に1人は、「いじめ被害」が不登校の要因になっていることになります。



2 「教師との関係」が不登校の要因と回答しているケースでは、・・・

- ・不登校の要因として、教師は「教職員への反抗・反発」が3.5%と回答していますが、不登校児童生徒の35.9%、保護者の44.7%が、「教職員への反抗・反発」が不登校の要因と回答しています。
- ・不登校の要因として、・・・
教師は「教職員とのトラブル・叱責等」が2.0%と回答していますが、不登校児童生徒の16.7%、保護者の20.5%が、「教職員とのトラブル・叱責等」が不登校の要因と回答しています。
- ・この結果からは、「教師との関係」が不登校の要因になっているケースもある・・・と認識している教師が少ないことが予測されます。
- ・教師には、児童生徒の気持ちや考えに寄り添った、よりよい関わり方が求められている・・・と言ってよいと思います。



3 「心身の不調」が不登校の要因と回答しているケースでは、・・・

- ・「体調不良の訴え」「不安・抑うつへの訴え」「居眠り、朝起きられない、夜眠れない」といった心身の不調が不登校の要因と回答している児童生徒、保護者が、68.9%～78.4%もあります。
しかし、教師は8.3%～19.0%の回答にとどまっており、その認識には大きなズレが生じています。
- ・児童生徒や保護者の回答をもとにすると、・・・
不登校児童生徒の10人のうち7人は、「心身の不調」が不登校の要因になっているということになります。
- ・実際、起立性調節障害、自律神経失調症といった診断を受けている不登校児童生徒は少なくなく、・・・
「心身の不調」に配慮した対応が、今後ますます重要になってくると思われます。



◆「不登校の要因」についての理解が深まれば、より適切な対応ができるようになる！

不登校の児童生徒への理解が深まれば、その分、適切な対応ができるようになります。
「不登校の要因」への理解が深まれば、その分、適切な対応ができるようになります。

お伝えしてきた「**不登校の要因**」を参考に、子どもさんへの理解をさらに深めていただき、子どもさんの心に響く関わり方を積み上げていただきたいと思います。

そのように安定した関わり方の中で、
子どもさんが「**心の安定**」と「**心の元気**」を取り戻していけば、
学校への再登校は自ずと見えてくる。私は、そう考えています。



文責 西村明倫 不登校カウンセリング&セラピー「クローバー」代表
公益社団法人日本心理学会認定心理士、心理カウンセラー
一般社団法人日本 TFT 協会診断レベルセラピスト

参考資料

注1 令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」 文部科学省

注2 「文部科学省委託事業不登校の要因分析に関する調査研究 結果の概要」
文部科学省 令和6年3月公表

・この調査は、文科省から委託を受けた公益社団法人「子どもの発達科学研究所」が実施した。